

内務省，労働職業訓練省

カンボジア王国における外国人労働者の検査強化に関する共同省令

副首相兼内務大臣及び労働職業訓練大臣は，

- カンボジア王国憲法
- カンボジア王国政府の任命に関する 2013 年 9 月 24 日付勅令第 NS/RD/0913/903 号
- 閣僚評議会の組織及び機能に関する法律を公布する 1994 年 7 月 20 日付勅許第 02/NS/94 号
- 内務省設立に関する法律を公布する 1996 年 1 月 24 日付勅許第 NS/RK/0196 号
- 労働職業訓練省の設立に関する法律を公布する 2005 年 1 月 17 日付勅許第 NS/RK/0105/003 号
- 移民法を公布する 1994 年 9 月 22 日付の勅許第 05/NS/RK/94 号
- 労働法を公布する 1997 年 3 月 13 日付勅許第 NS/RK/0397/01 号
- 内務省の組織及び機能に関する 2015 年 8 月 19 日付政令第 109 S.E 号
- 労働職業訓練省の組織及び機能に関する 2014 年 11 月 14 日付政令第 283 S.E 号
- カンボジア王国における外国人労働者の検査に関する共同省令第 2662 P 号
- 両省が提言する必要性

を確認し，以下のように決定した。

第 1 条

本省令は，カンボジア王国内で投資又は事業を行う企業又は外国組織の所有者又は責任者を対象に，外国人労働者の検査作業を行う際の規定及び法的条件を定めることを目的とする。

第 2 条

外国人の雇用を受け入れる場合，企業若しくは組織の所有者若しくは責任者，又はカンボジア王国内で事業を運営するために入国する外国人は，カンボジア王国の移民法及び労働法に適切に従わなければならない。いかなる外国人も，労働職業訓練省が発行する就業許可証及び雇用票を取得せずにカンボジア王国で事業を行うことはできない。

第 3 条

外国人労働者共同検査チームが検査を行う場合，カンボジア王国において事業を行

う企業又は組織の所有者又は責任者は、外国人労働者共同検査チームに協力して次に定める書類を提示しなければならない。

- 1- 会社、企業、組織の定款（原本） 1部
- 2- 商業省発行の登記証明書又はこれに相当する文書 1部
- 3- 雇用通知書（原本） 1部
- 4- 人員異動通知書（原本） 一式
- 5- 外国人労働者の雇用許可書（割り当て）（原本） 1部
- 6- 労働省又は州・首都の労働職業訓練局に登録された外国人雇用契約書（クメール語版） 外国人全員分
- 7- 外国人のパスポート（原本及びコピー）並びに4x6の写真
外国人全員分2枚ずつ
- 8- 外国人の雇用許可に関する入国査証及び最新の延長査証（コピー）
外国人全員分
- 9- 外国人の就労許可証及び雇用票 外国人全員分
- 10- 労働法及び移民法に関する記録 1部

第4条

小規模事業、副業、法人名を付さない事業、モバイル事業、夜間営業、水上ビジネス、多様な事業を行っている外国人が就労許可証及び雇用票の発行手続をすべて履行するためには、管轄機関が発行する営業許可を得なければならない。

第5条

国境付近の地域で生活し、午前カンボジアに入国し午後に出国して、又は短期間カンボジアに滞在して何らかの事業を行う目的でカンボジアに入国する外国人は、カンボジア王国の法律に従って、又はカンボジアとの二国間合意に従って手続きをすべて履行し、就労許可証及び雇用票を所持しなければならない。

第6条

企業若しくは組織の所有者若しくは責任者が就労許可証及び雇用票を取得していない外国人労働者を雇用した場合、当該企業若しくは組織の所有者若しくは責任者及び就労許可証及び雇用票を取得せずに就労若しくは事業運営を行った外国人労働者は、労働法第16章の規定、並びに移民法第5章の規定及び第6章の規定に従って罰金及び処罰を科せられる。

第7条

企業及び組織の所有者又は責任者が移民法及び労働法を適切に遵守して実施している場合、内務省及び労働職業訓練省は、これを奨励するために書状又は表彰状を交付する。

第 8 条

外国人労働者共同検査チームは、事前に通知を行ったうえで、企業及び組織内での検査を実施する。必要がある場合、外国人労働者共同検査チームは、事前に通知を行うことなく、企業及び組織内での検査を実施する。

第 9 条

外国人労働者共同検査チームによる外国人労働者の検査は、移民総局及び労働総局が共同で発行した検査通知書を用いた場合のみ実施できる。

第 10 条

カンボジア王国における外国人労働者の検査に関する 2014 年 7 月 16 日付の共同省令第 2662 P 号、又は本共同省令に抵触する内容を有する省令若しくは決定は、無効とする。

第 11 条

次官、官房長、国家警察長官、総局長、部局長、及び関連部門長は、内務省、労働職業訓練省及び州・首都の管理局の監督下において、署名日から本共同省令を有効に実施する。

プノンペン、2016 年 3 月 10 日

副首相兼内務大臣 労働職業訓練大臣

SAR KHENG ITH SAMHENG